

## 新型コロナウイルス関連情報（第93報）：屋外でのマスク着用、規制緩和、ワクチン接種アップデート

- DC、MD、VA：屋外でのマスク着用義務や収容人数制限等が一部緩和されました。
- DC、MD：ワクチン接種を受けるための手順にアップデートがあります。

1. CDC：ワクチン接種完了者に関する推奨事項（屋外でのマスク着用）  
4月27日、CDCは、ワクチン接種完了者に関する推奨事項(Recommendations)を改訂し、特定の混雑環境や会場を除く屋外での集いや活動に際し、接種完了者のマスク着用は不要であるとししました。

(注) CDCの上記改訂を受け、DC、MD、VA各政府はそれぞれ、マスク着用義務の一部を緩和しています（詳細は下記ご参照）。

- ・下記2. (2) : DC
- ・下記3. (1) : MD州
- ・下記4. (2) : VA州

### ◎CDC 関連ページ

- ・ When You' ve Been Fully Vaccinated  
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/vaccines/fully-vaccinated.html>
- ・ Interim Public Health Recommendations for Fully Vaccinated People  
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/vaccines/fully-vaccinated-guidance.html>
- ・ CDC「Choosing Safer Activities」(活動別マスク要否一覧)  
[https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/vaccines/pdfs/324153\\_choosingSaferActivities11.pdf](https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/vaccines/pdfs/324153_choosingSaferActivities11.pdf)
- ・ After International Travel  
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/after-travel-precautions.html>
- ・ International Travel During COVID-19  
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/international-travel-during-covid19.html>
- ・ Domestic Travel During COVID-19  
<https://www.cdc.gov/coronavirus/2019-ncov/travelers/travel-during-covid19.html>

### 2. ワシントン DC

(1) 4月26日、バウザー市長はフェーズ2における規制の一部緩和（一部を除き5月1日発効）、ワクチン接種の今後の運用について発表しました。主な内容は以下のとおりです。

#### ア フェーズ2における一部規制緩和

##### <普遍的な規定> (市長令 II)

- ・ 大規模集会 (含：私的な集まり) は屋外で50人、屋内で10人が上限 (※変更なし)。

##### <非基幹的な小売業> (IV、V)

- ・ 屋内の収容人数は50%または250人の少ない方が上限 (※これまでは25%または250人)。
- ・ パーソナルサービスは予約制を継続し、店内待機は引き続き禁止。

#### <営業・販売許可のある食品施設> (VI)

- ・1テーブルに着席できる人数は10人が上限（※これまでは6人）。
- ・屋外でのライブ・ミュージック開催を許可。
- ・屋外着席客に対し食事の購入なしに酒類を販売・提供することを許可。
- ・屋内の収容人数は25%または250人の少ない方が上限（※変更なし）。

#### <フィットネス及びレクリエーション> (VII)

- ・屋内フィットネスクラスの人数制限はトレーナーを除き25人が上限（※これまでは10人）。
- ・屋外フィットネスクラスの人数制限はトレーナーを除き50人が上限（※変更なし）。
- ・屋内施設の収容人数は50%または250人の少ない方が上限（※これまでは25%または250人）。
- ・プールは一定の規定に基づき、レッスンを再開可（※変更なし）。（新たに）アパートなど集合住宅内のプールも、管理者が感染予防策を確立した上で、居住者・同ゲスト等に向け再開可。同様に、ホテル内プールも宿泊客向けに再開可。
- ・ボーリング、クライミングジム、スクワッシュ、スケートリンク、スケートボード・パーク等の収容人数は、50%または250人の少ない方（※これまでは25%または250人）。
- ・屋外のスプラッシュパッドは、最大収容人数にて再開可。

#### <学習機関> (VIII)

- ・博物館の収容人数は50%が上限（※これまでは各階上限人数250人）。講堂等の一部屋の収容人数は25%が上限（※これまでは25人）。
- ・博物館及び屋内の施設におけるガイド付きツアーは最大25人まで（※これまでは10人まで）。屋外のガイド付きツアーは最大50人まで（※変更なし）。
- ・図書館の収容人数は50%が上限（※これまでは25%または250人）。

#### <ライブエンターテイメント、劇場及び多目的施設> (IX)

- ・多目的施設等では、以下の制限の下、ライブエンターテイメントを開催可。
  - － 収容人数の25%または500人少ない方が上限。
  - － イベント参加中は終始着席。
  - － グループごとにソーシャル・ディスタンスを維持しながら着席。
- ・多目的施設では、収容人数の25%または250人の少ない方を一部屋当たりの上限として、ビジネス会合やコンベンションを開催可。参加中は家族以外とはソーシャル・ディスタンスを維持しながら終始着席。
- ・多目的施設では、収容人数の25%または250人の少ない方を一部屋当たりの上限として、結婚式や非定期的なイベントを開催可。参加中は家族以外とはソーシャル・ディスタンスを維持しながら、終始着席。
- ・映画館（各講堂）は収容人数の25%が上限（※これまでは、上限25人で25%を超えない範囲）。

#### <礼拝所> (X)

- ・屋内施設は収容人数の40%が上限（※これまでは25%）。

#### <自主隔離、検査及び旅行の要件> (XII)

- ・ワクチン接種完了者及び過去90日以内にCOVID-19陽性となり回復した者は、自主隔離及び検査を行う必要はない（※これまでは「ワクチン接種完了者」のみ。今次修正により「最後のワクチン接種から90日以内の旅行の場合」との条件は削除）。
- ・また、ワクチン接種完了者は、新型コロナ陽性患者と濃厚接触した場合、症状が無ければ自主隔離する必要はない（ワクチン接種完了者の定義は、最後のワクチンを接種後、14日が経過している個人）。

## ◎市長令

[https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page\\_content/attachments/M.O.%202021-060%20Modified%20Measures%20in%20Phase%20Two%20of%20Washington%20DC%20Reopening.pdf](https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page_content/attachments/M.O.%202021-060%20Modified%20Measures%20in%20Phase%20Two%20of%20Washington%20DC%20Reopening.pdf)

## ◎各種活動・ビジネスのフェーズ2 ガイダンス

<https://coronavirus.dc.gov/phasetwo>

### イ ワクチン接種

・5月1日から、DCのワクチン接種は、事前登録方式から、DC内11か所のワクチン接種会場における予約不要のウォークアップ方式に移行する。ウォークアップ方式は、18歳以上の全てのDC住民が対象となり、1回目の接種をウォークアップ会場で行う際に、2回目の接種の予約を行うことになる。

・ウォークアップ会場での接種ではなく予約制の接種を希望するDC住民は、薬局、診療所、または医療提供者にて予約することを奨励する。利用可能なワクチンに関する情報は、[vaccinefinder.org](https://vaccinefinder.org)にて確認できる。

・16歳、17歳のD住民は、引き続きChildren's Nationalにおいて接種可能。登録は同ウェブサイトにて行うことができる。→ [https://childrensnational.formstack.com/forms/vaccine\\_waitlist\\_16\\_17](https://childrensnational.formstack.com/forms/vaccine_waitlist_16_17)

・ワクチン接種のために外出できないDC住民は、855-363-0333に電話し、無料の在宅ワクチン接種の予約を行うことができる。

## ◎プレスリリース

<https://coronavirus.dc.gov/release/mayor-bowser-announces-days-and-hours-walk-vaccination-sites>

### (2) マスク着用義務の緩和

4月29日、DC保健局は、新たなCDCガイダンスを受け、マスク着用ガイダンスを改訂しました。主な内容は以下のとおりです。

○【ワクチン接種完了者】は、以下を含む特定の活動を、マスクを着用せず行うことができる。

- ・自分の家族と一緒にカジュアルな屋外活動に参加
- ・屋外での少人数のグループ（家族や友人）の集まりに参加
- ・ワクチン接種を完了した少人数を訪問（屋内）
- ・一世帯までのワクチン未接種者を訪問（屋内） →ただし、未接種者の中にハイリスク者が含まれる場合は全員マスクを着用し、距離確保を行うべき。

○【ワクチン未接種者】は、以下の活動を、マスクを着用せず行うことができる。

- ・ワクチン接種完了者である友人や家族と屋外の小さな集まりに参加
- ・一世帯までのワクチン接種完了者を訪問（屋内）

（注）2歳以下を除き、屋内（小売店、オフィスビル、ジムほか一般向け施設やアパート等の共用エリア等）や公共交通機関でのマスク着用義務は引き続き有効です。

## ◎DC マスク着用ガイダンス

[https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page\\_content/attachments/Masks\\_and\\_Cloth\\_Face\\_Coverings\\_DCHealth\\_COVID-19\\_Guidance\\_2021.4.28.pdf](https://coronavirus.dc.gov/sites/default/files/dc/sites/coronavirus/page_content/attachments/Masks_and_Cloth_Face_Coverings_DCHealth_COVID-19_Guidance_2021.4.28.pdf)

## 3. メリーランド州

4月28日、ホーガン知事は、マスク着用義務の緩和、屋外飲食に関する規制緩和及びワクチン接種の今後の

運用について発表しました。主な内容は以下のとおりです。

#### (1) マスク着用義務の緩和

- ・新たな CDC ガイダンスを受け、屋外におけるマスク着用義務を解除する（4月28日付け解除済み）。
- ・ただし、屋外であっても大規模な会場（Large ticketed venues）ではマスク着用が必要。
- ・ワクチン接種完了者以外の住民は、屋外で、特に他者との距離確保が困難な時は、引き続きマスクを着用することを強く推奨。

（注）4歳以下を除き、屋内（宗教施設、小売店、飲食店、フィットネスセンター、娯楽施設、パーソナルサービス、医療機関等の一般向け施設）や公共交通機関では、マスク着用義務が引き続き有効です。

#### (2) 屋外飲食の規制解除 ※5月1日発効

- ・バーやレストランでは、屋外での立食サービスを再開可。
- ・屋外飲食について、収容人数と距離確保に関する規制を全て解除。屋内飲食の規制（注：グループ毎に6フィート以上の間隔、1テーブル10人まで、着席サービスのみ等）は継続。

#### (3) ワクチン接種

- ・5月1日から、接種対象の州民は、[covidvax.maryland.gov](https://covidvax.maryland.gov) または COVID-19 ワクチン接種サポートセンター（Tel:1-855-634-6829）から、大規模ワクチン接種会場（州内13か所）の接種予約をすぐに行うことができる（事前登録は4月29日に終了）。

#### ◎プレスリリース

<https://governor.maryland.gov/2021/04/28/governor-hogan-lifts-outdoor-mask-mandate-ends-restrictions-on-outdoor-dining/>

### 4. バージニア州

(1) 4月23日、ノーザム知事は、収容人数規制などの一部緩和（5月15日発効）について発表しました。主な内容は以下のとおりです。

#### <集会>

- ・屋内では100人、屋外では250人を超える、対面での公的・私的な「集会」（パーティ、お祝い、その他の社交的イベント）は禁止（※これまでは屋内で50人、屋外で100人が上限）。
- ・ただし、この基準を超える集まりであっても、それが雇用の機能を果たす場合、教育施設における集まりである場合には、この「集会」に含まない。また、公園や小売店といった場所には適用されず、同居する家族の集まりにも適用されない。
- ・この基準は、レストラン等の飲食施設にも適用される。

#### <娯楽施設（芸術、コンサート、スポーツ、展示、映画、ミュージカル、水族館等）>

- ・屋内では収容人数の50%または1000人の少ない方が上限（※これまでは30%又は500人）、屋外では50%が上限（※これまでは30%）。

#### <レクリエーション・スポーツ>

- ・屋内スポーツは収容人数の50%又は250人の少ない方が上限（※これまでは30%又は100人）、屋外スポーツは50%以下又は1000人の少ない方が上限（※これまでは30%以下又は500人）。

<飲食施設における営業及びアルコール販売>

・全ての飲食施設における営業時間及びアルコール販売時間に係る規制を廃止する。（※これまでは全ての飲食施設において、午前0時以降に、酒類を、販売、消費及び所持してはならず、また、午前0時から午前5時までは閉店）。

◎プレスリリース

<https://www.governor.virginia.gov/newsroom/all-releases/2021/april/headline-894593-en.html>

◎州知事令（※今回の修正点は太字で示されています）

[https://www.governor.virginia.gov/media/governorvirginiagov/executive-actions/E0-72-SEVENTH-AMENDED-and-Order-of-Public-Health-Emergency-Nine-Easing-of-Commonsense-Surge-Restrictions-Due-to-Novel-Coronavirus-\(COVID-19\).pdf](https://www.governor.virginia.gov/media/governorvirginiagov/executive-actions/E0-72-SEVENTH-AMENDED-and-Order-of-Public-Health-Emergency-Nine-Easing-of-Commonsense-Surge-Restrictions-Due-to-Novel-Coronavirus-(COVID-19).pdf)

（2）マスク着用義務の緩和

4月29日、ノーザム知事は、新たなCDCガイダンスを受け、ワクチン接種完了者に限り、コンサートやスポーツイベント、卒業式等の混雑する大規模イベントを除く屋外でのマスク着用義務を解除しました。

（注）4歳以下を除き、屋内（自宅以外の他者と空間を共有する屋内施設等）や公共交通機関では、マスク着用義務が引き続き有効です。

◎プレスリリース

<https://www.governor.virginia.gov/newsroom/all-releases/2021/april/headline-894748-en.html>

◎州知事令（※今回の修正点は太字で示されています）

[https://www.governor.virginia.gov/media/governorvirginiagov/executive-actions/E0-72-SIXTH-AMENDED-and-Order-of-Public-Health-Emergency-Nine-Easing-of-Commonsense-Surge-Restrictions-Due-to-Novel-Coronavirus-\(COVID-19\).pdf](https://www.governor.virginia.gov/media/governorvirginiagov/executive-actions/E0-72-SIXTH-AMENDED-and-Order-of-Public-Health-Emergency-Nine-Easing-of-Commonsense-Surge-Restrictions-Due-to-Novel-Coronavirus-(COVID-19).pdf)

（注）できる限り正確な情報を記載するよう努めておりますが、ご自身に関係する事項については、米側当局が提供する情報に依拠してください。

（注）お住まいの郡や市など地方政府からも、生活に密接に関わる措置や州政府よりも厳格な措置等が発表されることがあります。各自において情報収集に努めてください。

※この領事メールは、DC・MD州・VA州の在留邦人および「たびレジ」登録者の皆様へ配信しています。

■在アメリカ合衆国日本国大使館

住所：2520 Massachusetts Avenue N.W., Washington D.C., 20008, U.S.A.

電話：202-238-6700（代表）

HP：[https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)

◎新型コロナウイルス関連情報はこちら

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/covid-19.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/covid-19.html)

◎領事メールのバックナンバーはこちら

[https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr\\_ja/ryoji\\_mail.html](https://www.us.emb-japan.go.jp/itpr_ja/ryoji_mail.html)